

川越町下水道用鋳鉄製マンホール蓋 特記仕様書 (次世代型)

川越町が使用する下水道用資器材は、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化が図られるものとする。

1. 適用範囲

この特記仕様は、町が使用する下水道用鋳鉄製マンホール蓋（次世代型）に適用するものとし、その種類は次項の通りとする。

2. 種類

種類		口径（呼び径）	荷重区分
下水道用鋳鉄製マンホール蓋	技術マニュアル※準拠	600	T-25

※ 公益財団法人 日本下水道新技術機構発行『アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル』（2024年6月）を示す。

3. 性能項目

公益財団法人 日本下水道新技術機構発行の『アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル』（2024年6月）（以下、「技術マニュアル」という。）に準拠した性能とする。

なお、防食性能については、硫酸浸漬試験（傷あり、pH1）の条件も実施すること。

4. 性能確認方法

製品検査は、技術マニュアルの性能に基づく、公益財団法人 日本下水道新技術機構の建設技術審査証明書の取得によるもの、または、検査が確実・公平に透明性を持って実施できる公的試験所もしくは第三者性を証明できる試験所（ISO/IEC17025取得等）で実施し、その証明書を提出することとする。

また、事前にマンホール蓋の性能が技術マニュアルに準拠していることを証明する建設技術審査証明書の写し、または、試験成績書等の資料を添付した承認申請を監督員に提出し材料承認を得ること。

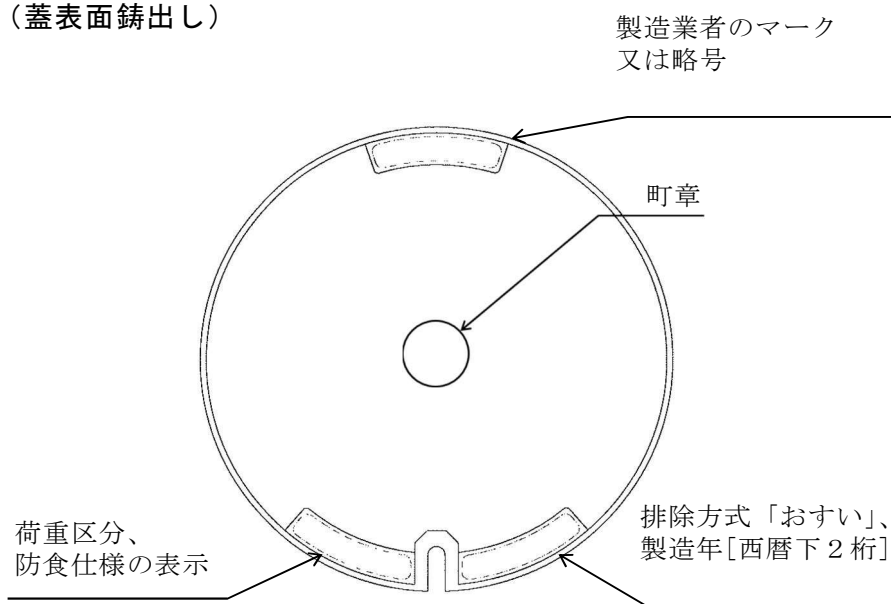
※T-25、T-14 両方の荷重区分の製品を検査する場合や、一般型・除雪対応型など、性能によっては影響する製品構造部位が同一であれば、事前調整の上、いずれかの荷重区分のみの検査、もしくは検査条件・合否判定条件が厳しい荷重区分のみの検査とすることができる。町が不必要と認めた場合には、検査項目を省略又は指示された方法に変更することができる。

5. 性能確認項目（技術マニュアルに準拠）

性能	試験項目	
耐がたつき性能	初期性能	交互荷重試験
	限界性能	輪荷重走行試験
耐荷重性能	初期性能	荷重たわみ試験
		耐荷重試験
		発生応力度試験
	限界性能	発生応力度試験
耐スリップ性能	初期性能	滑り抵抗試験
	限界性能	
圧力解放性能	初期性能	圧力解放性能試験
	限界性能	蓋解放力測定試験（輪荷重走行試験時）
蓋浮上性能	初期性能	浮上高さ、蓋浮上時/浮上後の走行性
		傾斜設置での施錠性/蓋収納性
耐揚圧強度	初期性能	耐揚圧荷重強度試験
		耐揚圧圧力解放試験
転落防止性能	初期性能	転落防止装置耐揚圧試験
		転落防止装置耐荷重試験
蓋の開放性能	初期性能	蓋の開放性確認試験
	限界性能	蓋開放力測定試験（輪荷重走行試験時）
蓋の着脱・逸脱防止性能	初期性能	脱着性、逸脱防止性試験
不法開放防止性能	初期性能	不法開放防止性確認試験
		施錠強度確認試験
防食性能	限界性能	硫酸浸漬試験（傷なし、pH1）
		硫酸浸漬試験（傷あり、pH3/pH1※）
施工性能	初期性能	枠変形防止確認試験
		傾斜施工試験
材質	初期性能	材質試験（Yブロック）
		材質試験（実体材質）

※技術マニュアルの考え方に準じた規定（考え方を踏襲）

6. 表示（蓋表面鋳出し）



7. 疑義

以上の事項に該当しない疑義については、協議の上決定するものとする。

一 般 仕 様 書

1. 工事の入札及び施工においては、川越町建設工事執行規則、川越町会計規則、三重県公共工事
共通仕様書を熟読の上、遵守すること。
2. 工事の施工に対する数量等の優先順位は、質疑回答書及び現場説明書→仕様書→図面→設計書の
順とする。

特 記 仕 様 書 (1)

1. 一般残土については、本町指定の処分地がある場合は当該地へ、指定のない場合には受注者と協
議し、処分地の確保をする。産業廃棄物残土（A s ・ C o ・ 泥土等）については、法的許可業者又
は法人への指定地処分とする。また、これらの処分については、搬入場所・搬入形態・搬入数量等
の確認ができる書類（経路図等）及び写真を提出すること。
なお、着工時には残土等処理計画書を、竣工時には残土等処理実施書を提出すること。
2. 現存する境界杭等の確認及び復旧は、関係者及び関係機関立会いのもとで行い、これらに要する
費用は全て受注者の負担とする。
3. 資器材等の搬入・搬出には、細心の注意を払うと同時に、一時的な使用であっても土地所有者
（関係者）の承諾を必ず得ること。
なお、資材置場等の確保は受注者が行い、道路等公共施設の使用は特別な場合を除き、一切認め
ない。また、確保した置場等は、十分な管理のもと常に整理整頓を行い、返却時には土地所有者等
との確認を怠らないこと。
4. 地下埋設物等の調査・試掘については、関係者及び関係機関立会いのもとで実施し、埋設状況
を明確（写真・図示等）に把握すること。
なお、工事中における埋設物等の破損事故は、受注者の責任において処理対応するとともに、監
督員への報告を遅滞なく行うこと。
5. 工事の施工に伴い発生する排水の放流先については、事前に監督員の承認を受け、周辺工作物等
への被害がおこらないよう、十分な管理を行うこと。
なお、放流先水路等の清掃はもちろんのこと、施工隣接水路等の清掃も、その都度必要に応じ
て実施をすること。
6. 工事の施工においては、家屋及び家屋周辺工作物への影響を十分配慮すること。
なお、工作物等に破損を生じた場合は、受注者の責任において処理対応すると同時に、監督員
への報告を遅滞なく行うこと。

7. 指示打合簿は、工事の内容及びそれらの変更に伴う事項を承知・確認するとともに、設計図書等との整合性を計るものであるので、最低でも月毎に監督員の承認を受けること。

8. 工事期間中に要する書類は、次のとおりとする。

- (1) 月間工程表 … 毎月 5 日（土曜・日曜又は祝日の時は、翌日）
- (2) 出来高月報 … 毎月 25 日（ 〃 ）
- (3) そ の 他 … 監督員の指示によるもの。

9. 著しく安価な製品の使用や明らかに設計図書からの逸脱品の使用等については、設計変更の対象となる。

10. 同一区域内において、他工事等がある場合は、業者相互間の協議・協力を十分に行い、かつ、地域住民に十分な理解が得られるよう尽力すること。

11. 各関係機関（所轄警察署・消防署等）への手続き及び協議等は、契約締結後、遅滞なく行うこと。また、許可書等の写しを竣工書類とともに提出すること。

12. 諸経費には、工事实績登録諸費用が加算されているので、契約完了後、速やかに登録し、登録書等の写しを提出すること。

13. その他、不明瞭な点、疑義等が生じた場合は、その都度監督員と協議し解決すること。

※ 上記事項については、厳格に受け止め、十分理解のうえ施工すること。

特記仕様書（２）

電子納品については下記に基づき提出すること。

- １．発注時に本町より手渡されたデータは、竣工時変更データを作成した上で、竣工書類の一部として提出すること。
- ２．当初データは変更があった場合、当初データと変更後データと分けてフォルダ管理を行うこと。
- ３．各変更データの注意事項を以下に示す。
 - （１）数量計算書については当初数量と変更数量が比較できるよう二段赤字書きにて作成すること。
 - （２）図面データは変更しない図面と変更した図面及び新規作成図面が、おのこの目次にてわかるようにして作成すること。
 - （３）構造計算データは変更したものについては当初と対比できるように、また追加したものについては目次でわかるようにする。
 - （４）各種様式は必要な書式のみ使用し通し番号と日付にて管理すること。
- ４．使用媒体としてはＣＤ－Ｒを原則とする。
- ５．使用媒体には次の項目を明記して納品すること。
 - ① 受注年度・工事番号・工事名
 - ② 請負社名
 - ③ 作成年月
- ６．納品前には必ずウィルスチェックを行うこと。
- ７．電子化が困難な資料が発生した場合、その旨報告し担当者の指示を受けること。